

2025年10月21日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

令和8年1月から追加される マイナポータル連携対応

個人年金や損害保険等の返戻金が対応

国税庁は令和8年1月から、マイナポータル連携の対象として、以下の調書を追加する予定と発表しています。

・生命保険契約等の一時金の支払調書・生 命保険契約等の年金の支払調書・損害保険 契約等の満期返戻金等の支払調書・損害保 険契約等の年金の支払調書

掲載時点の対応予定保険会社は住友生命 や第一生命等、大手6社の名前が挙げられ ています。

ふるさと納税以外の寄附も対応

併せてふるさと納税以外の寄附金についても、マイナポータル連携の対象とすると発表しています。特定非営利活動法人国連UNHCR協会・特定非営利活動法人国境なき医師団日本・公益財団法人日本ユニセフ協会が対応予定となっています。

使うと分かるマイナポータルの利便性

マイナポータル連携をご利用いただいた 方でしたら、その利便性は十分にご理解い ただいていると思いますが、連携すると国 税庁の確定申告書作成コーナーや年末調整 ソフトや民間の税務会計ソフトに自動入力 されるので、簡単に申告書作成作業等が終 わります。特に収入が給与や年金のみの方ですと、自身で入力する部分が極端に少ない、もしくは全くないということもあるくらいです。

今までの連携対象控除証明書等

これまでに連携対象となっているものについておさらいしてみましょう。

・小規模企業共済等掛金控除証明書・国民 年金基金掛金の控除証明書・生命保険料控 除証明書・地震保険料控除証明書・特定口 座年間取引報告書・住宅取得資金に係る借 入金の年末残高等証明書・年末調整のため の住宅借入金等特別控除証明書・住宅取得 資金に係る借入金等の年末残高等調書・公 的年金等の源泉徴収票・国民年金保険料の 控除証明書・医療費通知情報・給与所得の 源泉徴収票情報

なお、連携可能な控除証明書等発行主体 については、以下の URL で確認が可能です。 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/ mynumberinfo/list.htm



そろそろマイナン バーカードの電子 証明書の期限切れ が近い方も多いは ず。役所で更新手続 きができますよ